

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の皆様へ

～時短要請に協力する飲食店等の皆様へ～

時短要請協力金（県）

1/21～2/13
要請分
2月中旬
受付開始予定

支給対象等



営業時間短縮などを要請する事業者(飲食店等)

協力事業者

時短要請等



協力金

問い合わせ

時短要請協力金コールセンター(電話対応のみ)
電話番号:0120-922-417
受付時間:午前9時から午後5時まで(土日・祝日含む)

～コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援～

事業復活支援金（国）

申請
受付中

対象月(※1)の売上が基準月
(※2)と比べて50%以上又は
30以上50%未満減少

※1 2021年11月～2022年3月のいずれかの月
※2 2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月

給付額

中小法人等

最大250万円

個人事業者等

最大50万円

給付対象等



経済産業省ホームページ
「事業復活支援金」

対象となる例(※新型コロナウイルスの影響を受けて売上減少している方が対象です。)



- ・国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ・消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行
- ・コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限

※上記は一例です。
詳細は、経済産業省ホームページを御覧ください。

問い合わせ

事業復活支援金事務局 相談窓口
電話番号:0120-789-140
IP電話等からのお問合せ先:03-6834-7593(通話料がかかります)
受付時間:午前8時30分から午後7時まで(土日・祝日含む)

経営安定に向けた融資制度（県）

金利の引き下げ、保証料補助あり 新型コロナウイルス感染症対策資金



融資対象者	セーフティネット保証4号、5号、伴走支援型特別保証に対応した要件を満たす個人事業主、中小企業者		
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（設備資金・運転資金）		
主な要件	セーフティネット保証等 関連要件（Bタイプ） ・SN5号認定取得者 （国対象業種かつ 売上高5%以上減少等）	災害復旧関連要件 （Cタイプ） ・SN4号認定取得者 （売上高20%以上 減少等）	伴走支援型特別保証要件 （Gタイプ） ・売上高15%以上減少 ・経営行動計画策定等
融資限度額	6,000万円	5,000万円 （うち運転3,000万円）	6,000万円
融資期間	設備 10年以内 （うち据置2年以内） 運転 10年以内 （うち据置1年以内）	設備 10年以内 （うち据置2年以内） 運転 7年以内 （うち据置2年以内）	設備・運転 10年以内 （うち据置5年以内）
融資利率	年1.1%以内		
保証料補助	—		必要となる保証料の約40～75%を国が補助 ※令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に融資実行したものが対象です
申込先	県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合		

相談窓口：経営支援課金融係 電話：027-226-3332 平日：8:30～17:15

雇用調整助成金の特例措置の拡充（国）

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

（対応期間**令和4年3月31日(予定)まで**）

対象事業者	影響を受ける事業者（全業種）
対象労働者	雇用保険被保険者でない労働者の休業も含める
助成率（上限15,000円）	4/5（中小企業）・解雇等を行わない場合、最大10/10（中小企業）
支給要件等	詳細は、QRコード（厚生労働省）からご確認ください。
相談窓口	・群馬労働局（職業対策課）027-210-5008 平日：8:30～17:15 ・ハローワーク ・雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日・祝日含む）



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（国）

休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に、**支援金を支給します。**
（申請が必要です。）

対象者	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者の方や大企業のシフト労働者等
支給要件等	詳細は、QRコード（厚生労働省）からご確認ください。
相談窓口	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 受付時間：月～金8：30～20：00 土日祝8：30～17：15



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（国）

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた **事業主は助成金の対象となります（申請が必要です。）**

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応としてガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った**賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額×1×有給休暇の日数で算出した合計額**を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額※2あり）



休暇取得期間	日額上限額※2	申請期限
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日（月） 必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火） 必着

相談窓口 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
（フリーダイヤル）0120-60-3999
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



詳細は、QRコード（厚生労働省）からご確認ください。

ストップコロナ！対策認定制度（県）

業界団体等が作成したガイドラインに基づき、
感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内事業者を県が認定します。

【申請から認定までの流れ】



【認定のメリット】

- ① 認定ステッカー・ポスター・のぼり旗でのPR
- ② ストップコロナ！対策認定店MAPサイトに店舗名等を掲載

※市町村において、認定店を対象とした支援を実施している場合があります



MAPサイトQRコード



問い合わせ

県庁経営支援課

電話 027-226-3342

E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp

※事業の詳細、申請様式等は、QRコードから確認できます。



【総合相談窓口】感染症対策県内企業ワンストップセンター

電話、FAX、メールによる相談に、県職員が対応します（無料）

相談内容

支援金、資金繰り、雇用、自粛要請、受発注取引、技術開発、職業訓練などに関する事業者や従業員からの相談

相談窓口
(県産業政策課内)

電話 027-226-2731 FAX 027-223-7875
平日：8:30～17:15
メール kigyuu1@pref.gunma.lg.jp